

令和3年

第15回 会津美里町教育委員会議事録

10月臨時会

# 令和3年10月臨時会

- I. 日 時 令和3年10月25日(月) 総合教育会議終了後
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 203・204会議室
- I. 出席委員 教 育 長 歌 川 哲 由  
委 員 小 関 れい子  
委 員 須 田 健 志  
委 員 武 藤 周 一  
委 員 山 内 一 枝
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里  
教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 金 川 純  
教 育 文 化 課 主 幹 兼 会 津 美 里 町 公 民 館 長 兼 図 書 館 長 福 田 富 美 代  
教 育 文 化 課 長 補 佐 渡 部 雄 二  
教 育 文 化 課 長 補 佐 鷺 川 晃
- I. 傍 聴 人 な し

## 令和3年10月臨時会次第

1. 開会

2. 審議事項

議案第77号 会津美里町立小・中学校条例の一部を改正する条例

3. その他

(1) 第14回会津美里町教育委員会10月定例会における条例等改正の確認事項

4. 閉会

○開会時刻 午後3時09分

1. 開会

教育文化課長 令和3年第15回会津美里町教育委員会10月臨時会を始めます。

教育長 会期は1日です。  
委員全員出席です。  
事務局の出席者は、課長、課長補佐2名、主幹2名です。

2. 審議事項

◎議案第77号

教育長 議案第77号「会津美里町立小・中学校条例の一部を改正する条例」の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第77号「会津美里町立小・中学校条例の一部を改正する条例」説明)

教育長 質問があればお願いします。  
昭和56年に改築ではなくて新築ですか。

教育文化課長 改築だと思いますが、沿革史に新築と書いてありました。場所を移したのかもしれませんが。

教育長 場所を変えて、敷地内で別な建物を建てたとか。

委員 可能性はありますね。

教育長 平成元年で休校ということは、新築して7年しか使用しなかった。

委員 計算できたことではないですか。

教育文化課長 そういったこともあり、使用しないのに廃校にしなかったのだと思います。国庫補助をもらっていたということもありました。

委員 そんなこともあるのですね。

教育長 33年間も休校状態。

委員 何らかの形で使っていたということですか。

教育文化課長 地元の方が集会所として使用していたのですが、ここ数年はそれもなかったのです。地元の方と区長に、使わないことを確認し、再来年度解体の予定になっておりますので廃止をしたいと思います。

教育長 特にありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 提案のとおり認めていただいたということで、議会12月会議に提案するのですか。

教育文化課長 12月会議の予定です。

教育長 12月会議に上程するという事によろしくお願いします。  
審議事項を終わります。

### 3. その他

教育長 10月定例会における条例等改正の確認事項について、事務局から説明をお願いします。

教育文化課長補佐 ((1)「第14回会津美里町教育委員会10月定例会における条例等改正の確認事項」資料により説明)

教育長 説明がありましたが、皆さんいかがですか。

委員 内閣府を通しておらず、それぞれの規則なので、多分やっていないと思うのです。だから、しようがないと思います。どっちが正しいとかではなくて、統一されていないということなので。

教育長 参照している国の法令通り、そのとおり引き続き今の表現を使うということによろしいでしょうか。

委員 しようがないと思います。

教育長 議案69、70号につきましては説明のとおり変更なしということでお認めいただくようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

ほかにありますでしょうか。

教育文化課長補佐 給食センターの関係ですが、議案71号の条例改正について指摘はありませんでしたが、72号、73号の規則の改正について指摘がありましたので、11月の定例会において訂正したものを提案させていただきたいと思います。

75号の学校教育関係の各種大会出場補助金交付要綱の一部改正については、議案と新旧対照表を、修正した部分を赤で記載し配布したのですが、完全に訂正できていませんので改めて訂正したものをメールでお送りしたいと思います。議案75号の、別表の第3、全会津大会のところ、交通費に1番とあるのですが、この1が不要です。「原則として」というのを消しているのですが、「原則として」はそのまま生かすように修正させていただきたいと思います。「ただし」以下を新たに追加したのになっておりまして(1)町長が自家用車で移動することが適当であるということで(1)をつけて、その後、バス等を借り上げて移動する場合はということで(2)を入れさせていただいたものです。

なお、(1)以下は、「自家用車で移動する場合は」と修正をお願いします。

委員 言っている意味は分かりました。前段に適当な場合と書いてあるので、その下は要らないのではないかとということでしょう。

教育文化課長補佐 はい。

委員 大きくくくっている言葉が適当と認めた場合と言っているので、その下の「適当」が要らないということです。「適当であると認める」というのは要らないと、もう少し精査して頂きたいと思います。

教育文化課長補佐 75号は再度精査し、メールで送らせていただきます。

委員 11月1日施行なので、早めをお願いします。

教育文化課長補佐 今週早い段階でお送りします。申し訳ございませんでした。

教育長 文言を追加したために重複するなどの問題が出ており、申し訳ありませんが、再度精査した上でメールをお送りしますので、ご確認いただければということですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。  
そのほか事務局からはありますか。

教育文化課長補佐 事務局からはありません。

教育長 皆様方から何か確認しておきたいところはございますか。

(「なし」の声あり)

#### 4. 閉会

教育長 以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

○閉会時刻 午後 3 時 2 5 分